

# ○上越教育大学配分予算検討委員会規程

(平成16年4月1日規程第12号)

最終改正 令和4年1月24日規程第3号

(設置)

**第1条** 上越教育大学教授会規則(平成16年規則第5号)第8条第1項の規定に基づき、上越教育大学教授会の専門委員会として、上越教育大学配分予算検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

**第2条** 委員会は、大学教員に係る配分予算について検討することを目的とする。

(審議事項)

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学教員の配分予算、調整等に関する事項
- (2) その他学長が必要と認めた事項

(組織)

**第4条** 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 教育支援高度化専攻の心理臨床研究コースのコース長
- (3) 教育実践高度化専攻の学校教育実践研究コース及び発達支援教育実践研究コースのコース長並びに教科教育・教科複合実践研究コースの各領域長
- (4) 財務課長
- (5) その他学長が指名した者若干人

(委員の委嘱及び任期)

**第5条** 前条第5号に掲げる委員は、学長が委嘱する。

- 2 前項の委員の任期は、委員として委嘱された日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

(委員長等)

**第6条** 委員会に委員長を置き、学長が指名した副学長をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

(会議の招集及び議長)

**第7条** 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(定足数及び議決数)

**第8条** 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 議決を要する事項については、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

**第9条** 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(専門部会の設置)

**第10条** 委員会は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務の処理)

**第11条** 委員会に関する事務は、財務課において処理する。

(細則)

**第12条** この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

**附 則**

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則 (平成20年規程第5号 (平成20年3月21日))**

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則 (平成22年規程第4号 (平成22年1月13日))**

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則 (平成25年規程第7号 (平成25年3月22日))**

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則 (平成29年規程第1号 (平成29年1月31日))**

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則 (平成31年規程第33号 (平成31年3月22日))**

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則 (令和3年規程第21号 (令和3年4月26日))**

この規程は、令和3年4月26日から施行する。

**附 則 (令和4年規程第3号 (令和4年1月24日))**

この規程は、令和4年4月1日から施行する。